

訪問看護重要事項説明書

2025年 2月 1日 版

訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 初石訪問看護ステーションの概要

法人種別	医療法人社団 曙会
代表者名	理事長 國吉 昇
所在地	千葉県流山市東初石 2-132-2
電話番号	04-7154-5741
事業所の種類	指定訪問看護事業（介護保険）
施設等の区分	訪問看護事業所(訪問看護ステーション)
事業所名	初石訪問看護ステーション
所在地	千葉県流山市東初石 2-117-3
電話番号	04-7155-8841
千葉県指定事業所番号	1262390045

2. 事業の目的

この規定は、医療法人社団曙会(以下「法人」という)が設置する初石訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)の職員及び、業務管理に関する重要事項を定めることによりステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護事業(以下「事業」という)の適切な運営及び利用者等に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とします。

3. 運営の方針

- (1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援しその心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとします。
- (2) ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう、努めるものとします。
- (3) ステーションは、事業の運営にあたっては、お住まいの市町村の地域包括支援センター等を活用し、他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 提供するサービスの内容

- (1) 主治医の指示並びに居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護計画に基づき訪問看護を提供します。

(具体的な訪問看護の内容)

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄など日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテルなどの管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

※リハビリテーションを中心とした訪問である場合に看護職員の代わりに理学療法士等も訪問いたします。

(3) 訪問職員の禁止行為

訪問職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 一 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 二 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 三 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 四 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 五 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く)
- 六 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. ステーションの職員体制

管理者 看護師 1 名

従事者 看護師 常勤換算 2.5 名以上の看護職員を配置します。

保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、従事者を配置し指定訪問看護サービスの提供にあたります。その他事務職員の配置も行っております。

6. 営業時間

月曜日～土曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

24 時間対応の体制となっておりますが、携帯電話による緊急時の連絡、訪問は別途契約が必要となっております。

営業中は看護師以外の職員も電話等による相談に対応しております。管理者の下、マニュアルに従い速やかに看護師へ報告し対応を行い看護記録に記載を行っております。

休業日 日曜日及び祝祭日

年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)

7. 利用料(具体的な料金は別紙参照)

- (1) 訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として保険者からの負担割合に応じた利用料をお支払いいただきます。
- (2) 訪問看護サービスが医療保険の適用を受ける場合、負担割合に応じた料金をお支払いいただきます。
- (3) 提供を受ける訪問看護サービスが介護・医療保険の適用を受けない部分については、別に定める利用料をお支払いいただきます。
- (4) キャンセル料は一切いただきませんが訪問看護を中止される場合は必ず連絡下さい。
- (5) 訪問看護師がサービスの提供で必要な場合、利用者又は家族の同意を得てサービス提供に必要な範囲で、利用者又は利用者の居宅の消耗品、器具、材料を使用します。衛生材料等を提供した場合は実費を頂きます。

8. 営業地域

流山市・柏市・野田市・松戸市の区域

9. 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- (2) ステーションは利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害について賠償する責任を負います。
- (3) ステーションは、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は家族等の方に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。

10. 業務継続計画の策定

ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するように努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

ステーションは、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるよう努めます。

- (1) ステーションにおける感染症に予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。その結果を職員に周知徹底します。
- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施しその内容を記録します。

12. 虐待の防止

ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 山村 麻紀

- (2) ステーションにおける、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (3) 利用者及び家族等またはサービス事業所等から連絡、通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を定期的に行います。
- (5) 虐待等に係る苦情解決体制を整備します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携、協力に努めます。

13. 暴言、暴力、ハラスメントについて

ステーションは暴言、暴力、ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言、暴力、ハラスメントに対する組織、地域での適切な対応を図るとともに、法人内に責任者を選定しています。

ハラスメントに関する法人責任者 医療法人社団曙会事務長
高山 薫子

- (2) 職員に対する暴言、暴力、ハラスメントを防止し、啓発、普及するための研修を実施します。
- (3) 職員から、暴言、暴力、ハラスメント行為の相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備をします。
- (4) 暴言、暴力、ハラスメント行為が利用者及び身元保証人またはその家族等から、当職員に対してあった場合には、この契約の解約だけでなく法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

(具体的な暴言、暴力、ハラスメントの例)

暴力又は乱暴な言動・殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る

14. 身体拘束について

ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」と言う。)は行わない。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (2) 身体拘束等適性の為の指針の整備・マニュアルの見直し又研修を定期的に行うために委員会を設置する。

15. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情担当者 管理者 山村 麻紀

初石訪問看護ステーション TEL 04 (7 1 5 5) 8 8 4 1

FAX 04 (7 1 5 5) 6 6 3 1

(2) その他

当事業所以外にお住いの市区町村及び、千葉県国民健康保険団体連合会の相談苦情窓口などにて苦情を伝えることができます。

柏市保健福祉部介護保険課 ・ ・ 0 4 (7 1 6 7) 1 1 3 5

流山市健康福祉部介護支援課 ・ ・ 0 4 (7 1 5 0) 6 5 3 1

松戸市福祉長寿部介護保険課 ・ ・ 0 4 7 (3 6 6) 7 3 7 0

野田市介護保険課 ・ ・ 0 4 (7 1 2 3) 1 3 5 3

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 ・ 0 4 3 (2 5 4) 7 4 0 4

当訪問看護ステーションは、利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、重要となる事項について説明をしました。

事業者 千葉県流山市東初石 2-117-3
医療法人社団 曙会
初石訪問看護ステーション

説明者 _____

私は、訪問看護サービスを利用するにあたり、貴訪問看護ステーションから重要となる事項について説明を受け同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者の家族(代理人)

住所 _____

氏名 _____

重要事項説明書別紙

介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護

利用料の種類	訪問看護利用料	介護予防利用料
30 分未満	4710	4510
30 分以上 1 時間未満	8230	7940
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11280	10900
20 分未満（緊急時のみ）	3140	3030
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ（1 回 20 分） ※訪問看護 1 日に 2 回を超えて実施する場合は 90/100	2940	2840
※予防訪問看護 1 日に 2 回を超えて実施する場合は 50/100 ※利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて利用した場合（12 月減算）		2840 －50

加算系

初回加算（Ⅰ）退院又は退所日に看護師が訪問する場合	3500
初回加算（Ⅱ）	3000
退院時共同指導加算	6000
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30
特別管理加算Ⅰ	5000
特別管理加算Ⅱ	2500
（長時間訪問看護加算）	3000
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6000
早朝(AM6 時～8 時) 夜間(PM6 時～10 時)の場合 深夜(PM10 時～AM6 時)の場合 (1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問)	25%加算 50%加算
複数名訪問看護加算 30 分未満 30 分以上 1 時間未満	2540 4020
ターミナルケア加算	25000
看護体制強化加算Ⅰ 又は 看護体制強化加算Ⅱ	5500 2000
看護・介護職員連携強化加算	2500

※ 地域区分適応地域（6 級地） ×10.42

医療保険による訪問看護療養費

項目	算定基準	利用料
基本療養費	週 3 日目まで	5550
	週 4 日目以降	6550
管理療養費	月の初日	7670
	管理療養費 1 月の 2 日目以降	3000
	管理療養費 2 月の 2 日目以降	2500
外泊時	1 回	8500

加算系

退院時共同指導加算	1 回につき	8000
特別管理指導加算	1 回につき	2000
退院支援指導加算	1 回につき	6000
	(長時間指導を行った場合)	8400
特別管理加算	1 月	2500
特別管理加算(重症度の高いもの)	1 月	5000
長時間訪問看護加算	90 分を超える時週 1 日まで	5200
難病等複数回訪問看護加算	1 日 2 回まで	4500
	1 日 3 回以上	8000
複数名訪問看護加算	看護師等 1 日 週 1 日	4500
	週 2 日目以降	3000
24 時間対応体制加算	1 月	6800
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで 1 日	2650
	月 15 日目以降 1 日	2000
在宅患者連携指導加算	1 回	3000
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1 回	2000
看護・介護職員連携強化加算	1 月	2500
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1 月	50
夜間早朝加算早朝(AM6 時～8 時) 夜間(PM6 時～10 時)の場合	1 回	2100
深夜加算(PM10 時～AM6 時)の場合	1 回	4200
訪問看護情報提供療養費 1 又は 3	1 月	1500
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25000
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10000
訪問看護情報提供療養費 1	1 月	1500
訪問看護情報提供療養費 3	1 月	1500

保険外サービス利用料

介護保険や医療保険の適応にならない、訪問看護について自由契約でのサービスを行います。

サービスの種類・内容	算定基準	利用料
長時間の訪問看護サービス 90 分を超える訪問看護を行った場合	30 分毎	1500 円
・医療保険利用者で、同日に複数回訪問看護サービスを受けた場合 ただし厚生労働大臣が定める疾患もしくは、特別訪問看護指示書(期間内)が交付されている方は除く ・入院中外泊時の訪問看護サービス ・退院日、往診日、病院受診日の同日に訪問看護サービスを受けた場合 ・介護保険や医療保険の適応にならない場合	日中 1 時間未満	10000 円
	夜間、早朝 1 時間未満	10000 円
	深夜 1 時間未満	13000 円
緊急対応的訪問看護サービス 緊急時訪問看護加算を契約していない利用者で、緊急訪問看護をした場合	日中、夜間を問わず 1 回につき	10000 円
死亡時の訪問 死亡後のご遺体のお世話、他	1 回	12000 円
上記に関しての休日加算	1 回	3000 円

※夜間、早朝(6 時～8 時・18 時～22 時) 深夜(22 時～6 時)

※認知症対応型グループホーム、特定施設への訪問なども必要に応じて行ないます。

訪問看護サービス利用契約書

2024 年 6 月 1 日 版

____様(以下「利用者」といいます)と医療法人社団曙会が運営する初石訪問看護ステーション(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (訪問看護サービスの目的)

事業者は介護保険法、健康保険法、後期高齢者医療制度等関連法及びこの契約に従い、利用者に対し、可能な限りその居宅において主治医の指示に基づいて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅での療養生活を支援し、心身の機能の維持回復が図れるように生活全般にわたる訪問看護サービスを提供します。

第2条 (契約期間)

a) 介護保険

- この契約の契約期間は 年 月 日から要支援または要介護認定の有効期間の満了日までとします。
- 上記契約期間満了日までに利用者から解約の申し出が無い場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

b) 医療保険

- この契約期間は 年 月 日から心身の状態が改善され、訪問看護の必要性が認められなくなった時点で、契約を満了とさせていただきます。

第3条 (訪問看護サービスの基本内容・訪問看護計画の作成)

- 事業者は、訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して行なうサービスの内容は【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
- 事業者は利用者の在宅療養生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護(予防)サービス計画」に沿って「訪問看護計画書」を作成します。
医療保険での訪問看護については医師と十分連携し訪問看護を計画的に提供いたします。
事業者はこの「訪問看護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (利用者が利用する訪問看護サービスの内容)

- 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は「訪問看護計画書」に定められた通りです。
事業者は「訪問看護計画書」に定めた内容について利用者に同意を得ます。
- 利用者は訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者から変更の申し出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反する等の変更を拒む正当な理由が無い限り、利用者の方の了承を得て新たな内容の「訪問看護計画書」を作成しそれをもって訪問看護の内容とします。

第5条 (連携)

- 事業者は、訪問看護の提供を開始する際には、主治医の指示を文章で受けます。
事業者は主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

- 2 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、地域包括支援センター、市区町村、千葉県後期高齢者医療広域連合、その他保健医療・福祉サービスを提供する事業所との連携を密にします。
- 3 事業者は利用者または、その代理人(家族)の同意を得て、利用者様の療養生活の向上を図るために、利用者様の病状や療養生活への支援状況等の必要な情報を市区町村に文章にて提供できるものとします。

第6条 (居宅サービス計画変更・要介護認定更新申請の援助)

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅支援事業者及び主治医に連絡するなど、必要な援助を行ないます。
- 2 利用者は、訪問看護計画の変更に際して、居宅サービス計画(ケアプラン)の変更が必要となる場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行ないます。
- 3 事業者は、必要と認める時は利用者が受けている要介護認定の更新申請が円滑に行えるよう必要な援助を行います。

第7条 (訪問看護サービスの提供記録)

- 1 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

第8条 (利用料等)

- 1 事業者が提供する訪問看護サービスの利用単位毎利用料及びその他の費用は【重要事項説明書】に記載したとおりです。
- 2 事業者から提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は事業者に対し、原則として保険者からの負担割合に応じた利用料を負担します。
(介護保険外のものは実費負担になります)
医療保険・後期高齢者医療制度での訪問看護を行なう場合は、保険者からの負担割合に応じた利用料を負担します。ただし、介護保険法令に基づいて、利用者が保険給付を償還払い(一旦利用者が事業者に対し全額を支払いその後、利用者は市町村から差額分の支払を受ける方法)の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 事業者から提供をうける訪問看護サービスが保険の適用を受けない場合、利用者は事業者に対し別途定める利用料を支払います。
- 4 事業者は、利用者に対し、毎月翌月10日までに、当月のサービス提供日、サービス内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付又はお渡しします。
請求書には、利用者が利用した訪問看護サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を明示します。
- 5 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。
領収書には、事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと、対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。
- 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収します。
なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

- 一、事業の実施地域を越えてから 片道 10 キロ未満 0 円
 - 二、事業の実施地域を越えてから 片道 10 キロ以上は 2 キロ増す毎に 200 円
- 7 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

第 9 条 (利用料の滞納)

- 1 利用者が、正当な理由無く事業者を支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して 2 週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いが無い時、事業者は、利用者の健康、生命に支障が無い場合に限り、全額の支払があるまで利用者に対する訪問看護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 2 利用者が、事業者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2 週間経過しても全額の支払が無い時、事業者は、利用者の健康、生命に支障が無い場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第 10 条 (契約の終了)

次の各項のいずれかに当該する場合には、この契約は終了します。

- 1 利用者が、介護保険施設へ入所、営業地域外へ転出した場合。
- 2 利用者が、要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
- 3 利用者が死亡したとき。
- 4 第 10 条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 5 第 12 条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 6 第 13 条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

第 11 条 (利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。ただし利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第 12 条 (事業者の解約権)

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、第1条に定めるこの訪問看護 サービス契約の目的を達することが不可能となったとき、14日以上 の 予告期間を持ってこの契約を解除することができます。

第 13 条 (損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減らすことができます。
- 2 事業者は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

第14条 （緊急時の対応）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関と連携をとり、救急治療あるいは緊急入院などの措置を講じます。
- 2 前項の場合は、事業者は緊急連絡先に直ちに連絡します。

第15条 （身分の証明）

事業者の訪問看護師は、利用者や利用者の家族から身分の証明を求められた時は、事業者の管理者はいつでも身分を証明できるようにします。

第16条 （秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由が無い限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。契約が終了した後も同じです。
- 2 事業者は事業者の従業員が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を洩らすことが無いような措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。
- 4 【事業者は利用者又はその家族等の個人情報は「個人情報保護法に関する法律」その他関係法令を遵守して適切に取り扱います。】

第17条 （苦情処理）

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問看護サービスに苦情がある場合、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 利用者は介護保険法令に従い、市区町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情の申し立て機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 3 事業者は、利用者から1項又は2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らかの差別待遇もいたしません。
- 4 事業者は、利用者に提供した訪問看護サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第18条 （社会情勢及び天災）

- 1 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとする。

第19条 （合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所とすることを利用者及び事業者は予め合意します。

第 20 条 (契約外事項)

本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者利用者の代理人及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名の上、各1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

(事業者名) 初石訪問看護ステーション (千葉県指定番号 1262390045号)

(住 所) 千葉県流山市東初石2-117-3

(管 理 者) 所 長 山 村 麻 紀

利用者

(住 所) _____

(氏 名)

利用者の家族(代理人)

(住所) _____

(氏 名) _____

個人情報利用目的

医療法人社団曙会 初石訪問看護ステーションは、ご利用者様、その代理人又はご家族様等の関係者の個人情報を以下の目的に必要な範囲で利用させていただきます。

(1) 訪問看護、介護予防訪問看護及び居宅介護支援を提供するため

- ①訪問看護、介護予防訪問看護及び居宅介護支援(以下「訪問看護サービス等」と言います。)の利用申し込みに係る調整及び利用に係る契約締結のため。
- ②訪問看護サービス等を提供する上で解決すべき課題を把握するため。
- ③居宅サービス計画、訪問看護計画等の介護サービスに係る計画を作成するため。
- ④訪問看護サービス等の提供に関わる職員に対する情報伝達、指示監督のため。
- ⑤市区町村、他の介護サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との間で協議、照会その他連絡調整を行い、必要な連携を行なうため。
- ⑥利用者の状況及び訪問看護サービス等の実施状況を把握し、利用者又はその家族に説明するため。
- ⑦利用者の病状が急変した場合又は利用者に事故が発生した場合の関係者への連絡、対応のため。
- ⑧訪問看護サービス等の評価を行なうため。
- ⑨訪問看護サービス等の質の維持向上のため事業者内で調査研究及び職員研修を行なうため。
- ⑩以上のほか、訪問看護サービス等の提供に必要な事務のため。

(2) 介護報酬等を請求し、支払いを受けるため

- ①市区町村又は審査支払機関に介護報酬又は診療報酬を請求し、支払いを受けるため。
- ②市区町村又は審査支払機関からの照会への回答のため。
- ③利用者に利用料等を請求し、支払いを受けるため。
- ④介護報酬等の計算管理その他会計及び経理事務のため。
- ⑤以上のほか、介護報酬等を請求し、支払いを受けるのに必要な事務のため。

(3) 市区町村等に対し法令で定められた報告等をおこなうため

- ①訪問看護サービス等の提供により利用者に事故が発生した場合の市区町村への連絡又は報告のため。
- ②市区町村又は都道府県知事から報告、帳簿書類の提出等を求められ、又は立ち入り調査を受けた場合にこれに応じるため。
- ③国民健康保険団体連合会から利用者の苦情に係る調査への協力又は報告等を求められた場合にこれに応じるため。
- ④以上のほか、市区町村等に対し、法令で定められた報告等を行うため。

(4) その他の目的のため

- ①損害賠償保険の保険会社への連絡又は届出。
- ②訪問看護サービス等を学ぶ学生等への実習の協力。

個人情報の取得及び第三者提供同意書

利用者

住所 _____

氏名 _____

利用者の家族(代理人)

住所 _____

氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

下記 1 の私の個人情報を取得し、下記 2 のとおり私の個人情報を第三者に提供することに同意します。

記

1 取得する個人情報

別紙「個人情報の利用目的」の達成に必要な個人情報（次の①から④の要配慮個人情報を含む。）。

①病歴

②身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害

③医師その他医療に関連する職務に従事する者（医師等）により行われた疾患の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（健康診断等）の結果

④健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

2 個人情報の第三者提供

（1）提供する個人情報

前記 1 の個人情報（前記 1 の①から④の要配慮個人情報を含む。）。

（2）提供先の第三者

市区町村、都道府県、主治医、介護サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者。